

令和5年度 第2回栗東市男女共同参画社会づくり推進協議会

令和6年2月15日(木) 13:30~
於 庁舎2階第一会議室

1 開 会

2 市民憲章、栗東市男女共同参画都市宣言唱和

3 協議事項

- (1) 会議の公開について
- (2) 「栗東市ひとが輝くパートナープラン《栗東市男女共同参画プラン第6版》」における各課の取組み実績報告について
<グループごとに発表→質疑応答>

| グループ | No. | 部署名 | グループ | No. | 部署名 | グループ | No. | 部署名 |
|------|-----|--------|------|-----|--------|------|-----|---------|
| A | 1 | 人権政策課 | B | 5 | 幼児課 | C | 9 | 商工観光労政課 |
| | 2 | 人事課 | | 6 | 健康増進課 | | 10 | 人権教育課 |
| | 3 | 危機管理課 | | 7 | 子育て支援課 | | 11 | 生涯学習課 |
| | 4 | 障がい福祉課 | | 8 | 農林課 | | 12 | 自治振興課 |

- (3) その他

4 閉 会

市民憲章

わたくしたちは、緑と文化のまち栗東市の住民であることに喜びと誇りをもって、この憲章を定め、あすへの繁栄と幸福を願い、進んでこれを守ります。

1. 自然を愛し、きれいなまちをつくりましょう。
1. 教養を高め、豊かな文化の創造につとめましょう。
1. 若い力を伸ばし、すこやかな青少年を育てましょう。
1. 心とからだを鍛え、幸せな家庭をつくりましょう。
1. 隣人互いに助け合い、住みよいまちをきずきましょう。

昭和 52 年 1 月 1 日制定・平成 13 年 10 月 1 日市制施行に伴い改正

栗東市男女共同参画都市宣言

わたしたちは、
互いに認めあい、支えあい、自分らしく、
いきいきと生きることができる栗東市民であるために、
ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

1. 性別による役割分担意識や制度、慣習にとらわれないまちをつくります。
1. 家庭、地域、学校、職場等で、ともに参画し、責任を分かちあうまちをつくります。
1. 男女平等の理念に基づいて、子どもを育てるまちをつくります。
1. 国際社会の一員として、ともに地球環境を守るまちをつくります。

2002年3月22日制定

栗東市男女共同参画社会づくり推進協議会委員名簿
 第18期（令和5年8月1日～令和7年3月31日）
 (敬称略、順不同)

| 新規 | 所属団体等 | 氏名 |
|----|----------------------------------|---------|
| | ジェンダーファシリテーター・滋賀県立大学男女共同参画アドバイザー | 勝身 真理子 |
| | 有識者 | 今西 順子 |
| | 栗東市女性団体連絡協議会 | 服部 よし江 |
| 新 | 栗東市商工会 | 山本 シゲ子 |
| 新 | 栗東市自治連合会 | 川崎 幸雄 |
| 新 | 栗東市農業組合長連絡協議会 | 田中 正司 |
| | 栗東市民生委員児童委員協議会連合会 | 長谷川 すみ子 |
| | 栗東市健康推進員連絡協議会 | 田中 千代子 |
| | 栗東市社会教育委員の会 | 奥村 よし子 |
| 新 | 栗東市小中学校校長会 | 杉田 信一 |
| | きらめきRitto実行委員会 | 森野 公美子 |
| | 公募 | 福本 英子 |

新…今回新たに委員になられた方

○栗東市男女共同参画社会づくり推進協議会設置規則

昭和59年3月26日

規則第16号

(設置)

第1条 男女共同参画社会の形成に関する諸問題について検討、協議し、総合的施策の樹立とその効果的な推進に資するため、栗東市男女共同参画社会づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条 協議会は、次の事項について、協議する。

- (1) 男女共同参画社会の形成に関する行政施策の推進に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の形成に関する課題とそれを解決するための方策に関する調査、研究に関すること。
- (3) その他男女共同参画社会の形成に関し、必要と認められる事項に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、会長、副会長及び委員17人以内をもって組織する。

- 2 会長は、委員の互選による。
- 3 副会長は、会長が指名する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 有識者
 - (2) 企業代表
 - (3) 関係団体代表
 - (4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会の運営を円滑に図るため、必要に応じて、関係機関担当職員の出席を求めることがある。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、市民部自治振興課に置く。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の開催及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

(以下、略)